重要につき必ずご覧ください!

保存版
ご卒業まで
保存ください!

2027年度

SHUKUTOKU 学校法人 大乗淑徳学園

生徒総合補償制度

＜傷害総合保険＞

生徒総合補償制度 ····· 育英費用、学資費用、生徒の傷害・病気、家族を含めた法律上の賠償事故等を総合的に補償する保険です。

団体割引 適用



卒業までの 3 年間を補償!

15%OFF

新規 2027年4月1日午前0時から2030年4月1日午後4時まで3年間
継続 2027年4月1日午後4時から2030年4月1日午後4時まで3年間

大乗淑徳学園の生徒のための充実した補償内容です。

スポーツなどのケガ・熱中症の補償



熱中症、天災でのケガも補償します！
※疾病はJ4・H4・J8・H8タイプの方は補償されません。

育英費用の補償

扶養者の万が一に備えます！



24時間 365日の補償

学校・日常生活での事故を補償します！



弁護のちから

いじめ・誹謗中傷などへの対応、法的なトラブルを弁護士がサポートします！
※J3・J4・H3・H4タイプの方は補償されません。
（継続はJ7・J8・H7・H8）



自転車条例対応

最高3億円まで、ご家族も補償されます!
示談交渉サービス付き（国内のみ）で自転車条例にも対応しています!



お申込締切日 2027年3月31日(水)

お申込はWEBで! 1月4日から申込可能となります。

スマホ・タブレットで簡単申込!



①二次元コードよりアクセスしてお申込の手続きをお願いします。
※あらかじめ、ご加入するタイプをP3・4からお選びいただいておくとスムーズです。

②後日、払込票が届きますのでお近くのコンビニやスマホ決済アプリを利用して払込ください。

③払込後、加入者証はWEB画面でいつでも確認できます。



詳しくはP2をご覧ください

保護者の皆さま
保証人の皆さま

淑徳中学校
淑徳高等学校

「生徒総合補償制度」ご加入のお願いについて

向春の候、ますますご清祥のことと存じます。大切なお子さまのご入学を心よりお慶び申し上げます。

一日も早く豊かな人格の育成を旨とする本学の校風に馴染まれ、充実した学園生活を送られるよう心より希望いたします。

さて、本学では「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の災害共済給付制度により学校管理下の傷害等について、速やかな補償に努力しておりますが、支給される金額や補償の範囲に限度がありますので、**ご家庭と本校とが相協力して給付額の充実を図ると共により幅広い補償のもと、学園生活を全うできますよう標記制度を発足させ、ご加入の検討をお願いすることとしたものでございます。**

この制度の内容といたしまして、万一の事故により起こる様々な被害のうち、特に問い合わせの多い補償をご案内いたします。

①高額な賠償責任補償

②生徒自身の学校管理下はもとより日常生活中のケガを補償
（疾病による入院を補償するプランもご用意）

③特定感染症、地震などの天災危険の補償、熱中症・細菌性食中毒を補償

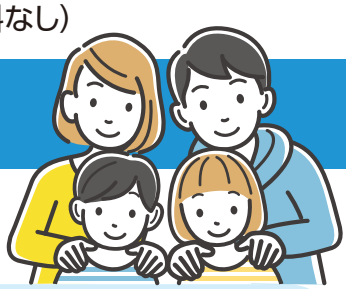
この制度による補償金の支払いは、本校管理下の災害を補償する「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の災害共済給付とは別個独立に支払われます。

お手続き要綱をご参照の上お手続き下さい。



スマホ・タブレット・パソコンから簡単に申込できます！（振込手数料なし）

ご加入手続きについて



1月4日から申込可能となります。

あらかじめ、ご加入するタイプをP3・4からお選びいただいておくとスムーズです。

新規の方はこちらの二次元コードよりアクセス！！



※標準カメラからの二次元コードスキャンが便利です。

PCからの場合

▶ https://sjnk-pmd.dga.jp/lp/st-p



継続の方はこちらの二次元コードよりアクセス！！



※標準カメラからの二次元コードスキャンが便利です。

PCからの場合

▶ https://sjnk-pmd.dga.jp/lp/st-p-kz



大切なご案内はご登録いただいたメールアドレスに送信させていただきますので、必ずご確認ください。

「@sjnk-pmd.dga.jp」のドメインを受信できるように設定してください。

お客さまの迷惑メール対策設定によっては、「ワンタイムパスワード」が届かない場合があります。

ご加入のお手続きが完了したら

ご入力いただいた住所に払込票が届きます。

※お支払い期限がございます。期日までにお支払いいただけなかった場合、失効となりますので、ご注意ください。



お近くのコンビニやスマホ決済アプリを利用して払込ください。







払込後、お支払い手続き完了メールが登録したメールアドレスに数日以内に届きます。

加入者証はWEB画面でいつでも確認できます。

Pay払いなら、

時間・場所を選ばずにご利用が可能です!!

払込票のバーコードを読み取って、**自宅や職場で簡単にお支払い**できます！



ご利用いただけるスマホ決済アプリはこちら!

PayPay
アプリの残高払い

PayB
登録銀行からのリアルタイム口座振替

■ **払込票が届かない・紛失してしまった等により再発行を希望される場合、WEB・スマホ等でのご加入手続きがわからない場合は株式会社インターフィールド・トラスト（03-3857-9398）までご連絡ください。**

アクセス推奨環境について

スマートフォン（タブレット） iPhone/iPad OS…iOS11以降　ブラウザ…Safari　Android OS…Android 6.0以降　ブラウザ…Chrome

パソコン Windows OS…Windows10以降　ブラウザ…Edge/Chrome/Firefox
Mac OS…Mac OS Sierra 10.12　ブラウザ…safari/Chrome

※iPhone／iPadのブラウザについて
ブラウザのバージョンはiPadでは確認できませんが、通常はOSのソフトウェアアップデートで自動的にバージョンアップされます。
※古いバージョンのOSおよびブラウザでは正常に動作しないことがありますので、最新版のインストールを推奨いたします。

保険期間と保険金額・保険料



保険期間

新規加入タイプ 2027年4月1日午前0時から　2030年4月1日午後4時まで3年間
継続加入タイプ 2027年4月1日午後4時から　2030年4月1日午後4時まで3年間

卒業までの3年間を補償!

ご加入お手続きの際、加入タイプ名をお間違えのないよう
(注) 保険金のお支払い方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

			中学生	J1タイプ	J5タイプ	J2タイプ	J6タイプ	J3タイプ	J7タイプ	J4タイプ	J8タイプ
			高校生	H1タイプ	H5タイプ	H2タイプ	H6タイプ	H3タイプ	H7タイプ	H4タイプ	H8タイプ
3年間一括保険料（一時払）				45,000円		35,000円		25,000円		20,000円	
個人賠償責任補償 補償の対象者：ご本人とご家族  お子さま本人とご家族	個人賠償責任			3億円		3億円		3億円		3億円	
扶養者の方に万一のことがあったときの補償	育英費用（ケガによる場合のみ）			100万円		100万円		100万円		100万円	
ケガ・疾病の補償 補償の対象者：ご本人のみ  お子さま本人	ケガの補償	死亡・後遺障害保険金額		129.7万円		104.7万円		55.9万円		10.2万円	
		入院保険金日額		3,000円		2,000円		2,000円		2,000円	
		手術保険金		外来の手術：入院保険金日額の5倍 入院中の手術：入院保険金日額の10倍				外来の手術：入院保険金日額の5倍 入院中の手術：入院保険金日額の10倍			
		通院保険金日額		1,800円		1,000円		1,000円		1,000円	
	疾病の補償	入院保険金日額		2,000円		2,000円		2,000円		—	
		手術保険金		外来の手術：入院保険金日額の5倍 入院中の手術：入院保険金日額の10倍				外来の手術：入院保険金日額の5倍 入院中の手術：入院保険金日額の10倍		—	
		通院保険金日額 （継続して4日を超えて入院し、退院後の通院）		1,000円		1,000円		1,000円		—	
	入院療養一時金			10万円		10万円		10万円		—	
弁護士費用補償 補償の対象者：ご本人のみ  お子さま本人	弁護士費用保険金 （自己負担割合10%）			通算300万円限度		通算300万円限度					
	法律相談・書類作成費用保険金 （自己負担額1,000円）			通算10万円限度		通算10万円限度					

※地震、噴火またはこれらによる津波の補償は、ケガの補償と育英費用保険金が対象となります。

※保険料のうち、疾病保険特約および入院療養一時金支払特約保険料については介護医療保険料控除の対象となります。(2026 年 8 月現在)

※天災危険補償特約、熱中症危険補償特約、特定感染症危険（後遺障害・入院・通院および葬祭費用保険金）補償特約、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、入院保険金支払限度日数変更特約（180 日）がセットされております。

※職種級別 A 級

※継続は J5～J8、H5～H8 プランとなります。

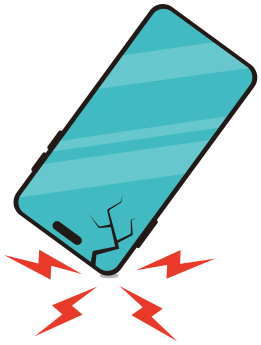
個人賠償責任補償

お子さま本人とご家族

示談交渉サービス付き（国内のみ）



国内外を問わず日常生活において、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の賠償責任を負担することになった場合に補償します。



例えばこんな時

- 自転車で他人にぶつかりケガを負わせた
- 飼い犬が他人にかみついてケガを負わせた
- スキー中に他人にケガを負わせた
- **友人に借りたタブレットを破損した**

※ご自身で所有しているタブレットは補償の対象外となりますので、ご注意ください。

実際にあった補償事例

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。（東京地方裁判所、平成20（2008）年6月5日判決）

自転車の賠償事故例

9,266万円



こどもが加害者になることも

およそ8分に1件の割合で、自転車事故が発生しています!※

加害者になってしまうと、高額な賠償金を請求されることがあります。

※一般社団法人日本損害保険協会「自転車事故への備えに関するチラシ・全国版2021年8月版」より

育英費用



扶養者の方がケガにより、死亡・後遺障害が生じた場合に補償します。

例えばこんな時

- 火災で死亡した
- 海外旅行中に死亡した
- 車に衝突されて重度後遺障害



特定感染症の補償

O-157など、特定の感染症を発病した場合の入院・通院・後遺障害を補償します。
死亡された場合は、被保険者の親族等が負担された葬祭費用（実費）に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。

（※）「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2026年8月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）等が該当します。

ケガの補償
お子さま本人

24時間365日補償



ケガにより、死亡・後遺障害が生じた場合、入院・手術・通院した場合に補償します。

学校でのケガ	日常生活でのケガ	交通事故によるケガ	レジャー・スポーツ中のケガ

実際にあった補償事例

スポーツ中に転倒し、骨折をした。
10日間入院し、手術も行った。
退院後、20日間通院した。

保険金支払額
6.0万円



入院保険金
2,000円×10日＝2万円
手術保険金
2,000円×10倍＝2万円
通院保険金
1,000円×20日＝2万円

※加入タイプによって保険金額は異なります。

※これらは事例であり、実際の事故等によってお支払保険金の額は異なります。



学校でのケガの半数以上※が運動中の活動で発生しています。

特に、運動中のケガによるご請求は例年増加しております。
※日本スポーツ振興センター「学校の管理下の災害（平成30年版）」より

疾病の補償
お子さま本人

24時間365日補償



J1・J2・J3・J5・J6・J7・H1・H2・H3・H5・H6・H7タイプは疾病により、
入院・手術・通院した場合も補償します。



天災の補償

地震・噴火またはこれらによる津波の事故でケガをした場合に、入院・通院・死亡・後遺障害・手術および育英費用※を補償します。

※上記事故により扶養者が扶養不能状態になった場合

熱中症の補償

日射または熱射により身体に障害を被った場合に入院・通院・死亡・後遺障害・手術を補償します。

弁護士費用補償「弁護のちから」

お子さま本人が法的トラブルにあった場合の補償

J1・J2・J5・J6・H1・H2・H5・H6タイプ
の方に補償されます。



弁護士費用補償「弁護のちから」が支える2つのトラブル

次の法的トラブルにあったときに弁護士費用をサポートします。



トラブルの当事者



被保険者ご本人

被保険者本人が遭遇されたトラブルが対象となります。

お子さまが成人後も補償の対象となります。

人格権侵害(※)

●こどもがいじめにあい、登校拒否状態になった。

●ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）上でいわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。

●電車で痴漢被害を受けた。

被害事故

●路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。

●インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。

(注)以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル

など

(※)人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

弁護士費用補償「弁護のちから」のご案内

国内補償(※)

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

❶ 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

•保険金額（保険期間1年間につき）

通算300万円限度

•お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士等への委任にかかった費用 ×（100%－ 自己負担割合 10% ）

❷ 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

•保険金額（保険期間1年間につき）

通算10万円限度

•お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談・書類作成にかかった費用 － 自己負担額（免責金額） 1,000円

⚠ いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払事例（被害事故に関するトラブル）

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

弁護士等への委任にかかった費用 着手金15万円、報酬金35万円	50万円	弁護士費用保険金のお支払い額 50万円×（100％－10％（自己負担割合））＝ **45万円**
法律相談・書類作成にかかった費用	1万円	法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額 1万円 － 1,000円（自己負担額）＝ **9,000円**

合計 45万9,000円をお支払い

●相談できる弁護士が身近にいなくても安心！「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

●「いじめ・被害事故相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察 OB・OG 等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

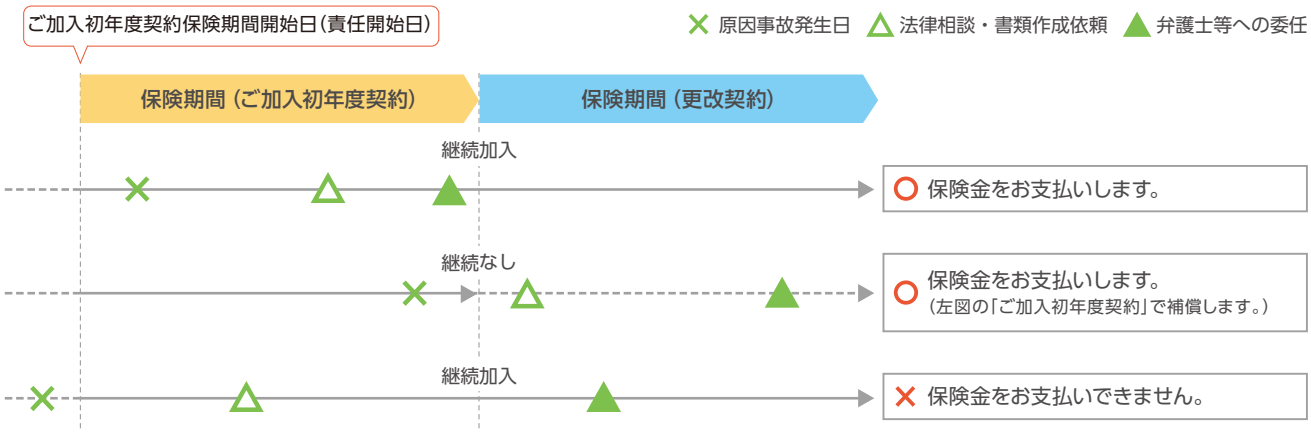


（注1）本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
（注2）ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
（注3）ご利用は日本国内からにかぎります。
（注4）本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
（注5）「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。
事故サポートセンター：【受付時間】24時間365日 0120-727-110
（注6）保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午前0時（継続は午後4時）に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

●【保険責任の開始（原因事故発生日と保険期間との関係）（イメージ図）】



「生徒総合補償制度」お申込み手続きのご案内

淑徳中学高等学校へご入学される皆様へ

過去の在籍校やご加入状況により、手続き用二次元コード・URL、補償開始時刻が異なります。フローに従って はい いいえ で進み、該当する箇所からお手続きをお願いいたします。

＼スタート／

■質問1

「淑徳小学校」「淑徳中学校」「淑徳巣鴨中学校」
「淑徳与野中学校」のいずれかに 2026 年度に在籍していましたか？

いいえ（在籍なし）



はい（在籍あり）



■質問2 （質問1で「はい」の方）

在籍時、「生徒総合補償制度」に
2026 年度に加入していましたか？

いいえ（加入なし）

はい（加入あり）

【新規】お申込み用

質問1または質問2で「いいえ」の方
補償開始：2027年4月1日 午前0時

新規の方は
こちらの
二次元コード
よりアクセス！！

PCからの場合 ▶ https://sjnk-pmd.dga.jp/lp/st-p

【継続】お申込み用

質問2で「はい」の方
補償開始：2027年4月1日 午後4時

現在の補償が2027年4月1日午後4時まで継続するため、
重複を避けるよう、開始時刻が午後4時からとなります。

継続の方は
こちらの
二次元コード
よりアクセス！！

PCからの場合 ▶ https://sjnk-pmd.dga.jp/lp/st-p-kz

※どちらの二次元コードを読み取るべきかご不明な場合は、お手間ですがパンフレット裏面の取り扱い代理店までご連絡ください。

MEMO

事故のご連絡について

～万一、事故にあわれたら～

事故にあわれたときは、**早急に下記事故サポートセンター、または取扱代理店までご連絡**ください。
事故の発生の日から**30日以内**にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
賠償しなければならないと思われる事故が発生した場合は、事故の対応につきご相談ください。
あらかじめ**損保ジャパンとご相談されず賠償金を支払われた場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります**のでご注意ください。



窓口:損保ジャパン事故サポートセンター

0120-727-110

受付時間
24時間 365日

LINEで事故のご連絡と保険金のご請求も可能です!

1.右記の2次元コードを読み取って、当社公式アカウントの友だち追加を行ってください。

2.損保ジャパン公式アカウントメニュー内の「チャット受付」をタップし、自動応答に沿って事故情報を入力ください。

LINE

LINE友だち登録はこちらから

※「LINE」はLINEヤフー（株）の登録商標です。

事故が起こった場合のご連絡先

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンの下記窓口、または取扱代理店までご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】 **0120-727-110** （受付時間:24時間365日）

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
電話番号　03-4332-5241（全国共通）
おかけ間違いにご注意ください。
受付時間　受付時間　平日：午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・12/30～1/4は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(https://www.sonpo.or.jp/)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は保険料の払込後、WEB画面でご確認ください。確認できない場合は損保ジャパンまでご照会ください。
- J1・J2・J3・J5・J6・J7・H1・H2・H3・H5・H6・H7タイプは介護医療保険料控除の対象となります。10月以降、対象の方へ《団体保険加入者カード(加入者証)・保険料控除証明書》が発送されます。届かない場合は損保ジャパンまでご照会ください。

引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社
金融法人第一部営業第一課
〒103-8255　東京都中央区日本橋2-2-10
TEL：050-3808-4725（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

取扱代理店
株式会社インターフィールド・トラスト
〒123-0863　東京都足立区谷在家1-23-11-701
TEL：03-3857-9398（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

非幹事代理店
株式会社ディーエスサービス
〒174-8645　東京都板橋区前野町5-5-2
TEL：03-5392-0081（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

(SJI26-14516 2026.10.20)